

# 児童相談管理システム導入業務委託

## 概要仕様書

令和3年6月

沖縄市

## 児童相談管理システム導入業務委託概要仕様書

### 1. 業務名

児童相談管理システム導入業務委託

### 2. 目的

新型コロナウイルス感染症の拡大状況の中、児童相談件数が増加し、児童相談内容も複雑多様化している。この状況に対応するため児童相談管理システムを導入し、事務業務効率化や新型コロナ感染リスクの低減を図り、安定的な児童虐待防止体制を構築していくことを目的とする。

### 3. 履行期間

契約締結の日の翌日から令和4年2月28日迄

なお、契約締結日、納期及び契約方法について協議の上、別途決定する

### 4. スケジュール

導入スケジュールは以下を想定している。契約締結については予定であるため、変更されることがある。

時期	内容
令和3年8月下旬	契約締結
契約締結日～令和4年1月末	システム設計、要件定義、システム連携テストなど
令和4年2月～	本件システムの仮稼働
令和4年3月～	本稼働

### 5. システムの基本要件

本業務の基本要件は次のとおりである。

- (1) 職員が利用しやすい画面設計であること。
- (2) 児童相談の基本的な機能に加え、情報をシステム内で一元的に管理できることや、システム内のデータから検索がしやすいこと、庁内関係部署の既存システムとの連携がシステム上可能であること、児童相談業務にかかる迅速な判断・対応に資する機能を備えるものであること。
- (3) 取扱うデータに応じたユーザー管理及び認証等のセキュリティ機能を備えるものであること。(管理者による権限設定によりユーザーごとの閲覧、編集等を制限できること。)
- (4) 法改正等により、管理内容の変更や新たな登録内容の追加、保存された情報の

更新が必要な場合に柔軟に対応できること及び将来的に想定される機器更新に対応するため、システムの移行やデータ移行に配慮したシステムであること。

- (5) 本件システムはオンプレミス型とする
- (6) 本件システム導入後、既存紙台帳情報のシステムへの移行作業を実施する予定である。本件システム導入受託者は移行方法などの検討について、システム導入後の運用をスムーズにするため、できる限り協力すること。
- (7) ソフトウェアのリース及び保守は別途契約を締結するものとする。
- (8) ユーザーの操作記録に関して、ログ管理機能が備わっていること。
- (9) 本仕様書に記載のない事項については、本市と受託者双方で協議し、決定すること。

## 6. 業務内容

- (1) ハードウェアの導入
  - ① 提案するシステムの稼働に必要なハードウェアを導入すること。端末は(2)の通り。
  - ② サーバは障害発生時等に対応できるよう冗長構成とすること。
- (2) 端末およびプリンタの設定協力
  - ① 端末については本調達には含まず、システム賃貸借契約の中でリースする機器を使用する。プリンタについては本市が調達する機器を使用する。
  - ② 端末台数は20台を想定しているが、導入後に職員が増加し、端末増設の必要が発生した場合は、ライセンス費用が発生することなく職員により簡便に増設できること。
  - ③ 本仕様書作成時点での想定であり、今後、端末台数や運用方法について変更する可能性があることを前提とすること。
- (3) パッケージシステムの導入
  - 児童相談にかかるパッケージシステム及びミドルウェア等の導入及び環境設定を行うこと。
- (4) カスタマイズ
  - 本市から提示した仕様がパッケージシステムにおいて対応していない場合は、提案額の範囲内で、必要に応じてカスタマイズにより対応すること。
- (5) 他システムからのデータ取込み
  - 以下のシステムからのデータを取込(日次)できること。
    - ① 住民基本台帳(総合行政システム・株式会社 RKKCS)
    - ② 母子保健(健康かるて・株式会社 沖縄エジソン)
    - ③ 予防接種(健康かるて・株式会社 沖縄エジソン)
    - ④ 税台帳(総合行政システム・株式会社 RKKCS)

- ⑤ 生活保護（プラネット・株式会社オーシーシー）
- ⑥ 障害福祉（総合行政システム・株式会社 RKKCS）
- ⑦ 児童手当、児童扶養手当（総合行政システム・株式会社 RKKCS）
- ⑧ 市立保育園・こども園・幼稚園（総合行政システム・株式会社 RKKCS）

※別紙「システム取込概要（別紙4）」により確認すること。

(6) 国の要保護児童等に関する情報共有システムへの対応

情報共有システムと連携するために必要な機能を標準機能として備えていること。また、本市において令和3年度又は令和4年度に予定している情報共有システムの導入準備の補助や初期セットアップ（テスト含む）等の支援を本件システム導入契約及び別途契約する保守契約の中で行うこと。情報共有システムとの連携開始は令和4年度中を予定している。

(7) 操作研修の実施、操作説明書の提供

- ① システム導入後、利用者向けの操作研修及び管理者向けの運用研修を実施するとともに、操作説明書（操作マニュアル）を作成し、利用者向40部、管理者向け15部提供するものとする。操作説明書は、本市で使いやすく加工することができるよう、Word、excel 又は PowerPoint の形式でも提供すること。併せて、DVD等の電子媒体にて納品すること。
- ② 研修会のための場所や端末等の設備は本市にて準備する。
- ③ 研修内容は以下の通り。
  - ア 利用者向け研修
    - ・1回当たり4名程度 時間数 半日程度 同一内容5回
  - イ 管理者向け研修
    - ・1回当たり3名程度 時間数 半日程度 同一内容4回
- ④ 上記①の操作マニュアルについてはシステムでもオンラインで確認できることとする。
- ⑤ その他、研修内容等に疑義又は変更がある場合は協議の上、決定する。

(8) バックアップ

サーバのデータについて、日次で自動バックアップを行うこと。

(9) 履行及び設置場所

システムの開発は、受託者の社内にて行うが、システム連携、各テストの作業等の必要な作業については、本市指定のサーバ室、執務室等にて行い、指定の場所に設置することとし、移設作業等は事業者が実施すること。

移設にかかる費用については事業者にて負担すること。

(10) 納品物

受託者は、本契約で作成する以下の納品物について紙媒体及び電子データで提出すること。なお、以下の納品物については本市が想定するものであり、提

供に疑義が生じる納品物については、本市と協議の上、内容の調整及び提出の要否を決定する。

- ① ハードウェア及び周辺機器に関する資料一式（カタログ等）
- ② ソフトウェアに関する資料一式
- ③ 全体システム構成図
- ④ ライセンス一覧
- ⑤ データ項目、コード表、ファイル・レイアウト等
- ⑥ 各種一覧
  - ・システム基本機能一覧
  - ・カスタマイズ機能一覧
  - ・バッチ処理一覧
  - ・出力帳票一覧
- ⑦ 各種マニュアル
  - ・システム操作研修資料等
  - ・操作マニュアル
  - ・管理運用マニュアル
  - ・障害対応マニュアル等
- ⑧ 要件定義書、作業体制図、作業スケジュール表、作業実施計画書
- ⑨ その他本市が必要と認める書類

## 7. システム基本仕様

本市が希望する詳細な機能要件については、別紙3「システム機能要件書」のとおりとする。ただし、システム機能要件書に記載する機能以外に、本市にとって有益になるとと思われるものについては、積極的に提案すること。

## 8. 機器及びソフトウェア仕様

- (1) サーバ、端末 20 台を本市基幹系ネットワークで使用できること。
- (2) 端末、ユーザー数に依存しないライセンス形態であること。
- (3) 端末は I E 11 上で動作すること。（Web システムであること）
- (4) それぞれの仕様は下記の通りである。
  - ① サーバ機（ラックマウント型）
    - ア OS ……Windows Sever2019
    - イ CPU ……4 コア以上、3.0GH z 以上
    - ウ メモリ ……12G B 以上
    - エ HDD ……1TB 以上（RAID1 または 5 構成であること）
    - オ その他 ……スーパーマルチドライブ（U S B 可）

#### 高機能無停電電源装置

カ モニタ ……17インチ以上（カラー）

キ ソフト ……MS Office Professional 2016 以降

#### ② 端末 20台（ノート型パソコン）

ア OS ……Windows10 Professional（最新バージョンで納品すること。）

イ CPU ……Intel core i3 以上（最新の世代であること。）

ウ メモリ ……8GB 以上

エ HDD ……100GB 以上

オ モニタ ……15インチ以上（カラー）

カ その他 ……テンキー、マウスを付属すること

WindowsServeDeviceCAL を台数分用意すること。

キ ソフト ……Microsoft office personal 2016 以降

#### ③ その他

ア 上記機器をネットワーク接続するためのHUB及びLANケーブルは本市で用意する。

イ その他、本システムが動作するために必要なミドルウェア

ウ 導入機器のウイルス対策ソフト（ウイルスバスター）は本市で用意する。

#### ④ ハードウェアの実装及び現地据付について

ア 上記①の要件を満たし、ハードウェアの実装及び現地据付を行うこと。

イ 上記②の要件を満たしソフトウェア（OSを含む）のインストール後、全体としての正常動作を保障すること。

ウ 上記①、②のハードウェアの実装及びソフトウェアのインストール等の初期セットアップを実施し、別途定める期日までに指定された場所に納入すること。

エ システムとして使用するために必要な環境設定等を実施すること。

### 9. 運用保守要件

ハードウェア及びソフトウェアの保守及びリースは別途契約を締結する。

(1) 保守期間においてサーバは毎年1回以上の定期点検を実施すること。

(2) ハードウェア及びソフトウェア障害・修理受付、オンサイト修理（出張保守）を連絡窓口一本で実施すること。ただし、障害原因の調査等により、オンサイト修理が不可能な場合は、本市の了解を得た上で引取修理を行うことができる。この際、本市の個人情報、機密情報等が漏えいしないよう万全の対策を講じることを条件とする。

(3) ハードウェア及びソフトウェアに障害が発生した場合、障害の連絡を受けてから原則として1時間以内に現地で復旧作業を開始できる体制を確保し、当日中に

利用環境への復旧が完了できるよう努めること。

- (4) 障害時・災害時・停電時等の対応マニュアル及び本件システムの操作マニュアルを作成、提供し、変更があった場合は随時更新すること。
- (5) 法改正などの早期対応に備えたアップデートの仕組みを有していること。
- (6) ソフトウェアの操作・運用の問い合わせに対し、迅速、的確に対応すること。
- (7) 事業者は、本件システム運用終了後、情報システムに保存された情報を、市職員立会いのもと、物理破壊、磁気破壊又は消去ソフトウェアによる消去によって復元不可能な状態に消去し、データ消去証明書を発行すること。

また、本件システムで管理するデータ、データレイアウト表及びコード表の一式を、本市及び次回システム再構築事業者に提供することとし、提供に係る費用は事業者が負担する。

上記の作業は、受託者が行うこと。なお、保守作業を行ったときは、直ちに作業報告書を作成して本市に提出し、その確認を受けること。

#### 10. 契約条件等

- (1) 受託者は、本業務の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）を原則として禁止するものとする。但し、受託者が本業務の一部について、再委託の相手方の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託の相手方が取り扱う情報、再委託の相手方における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託の相手方に対する管理及び監督の方法、業務の履行能力等について提案時に記載し、本市が了承した場合は、この限りでない。また、再委託の相手方に対しては本業務の受託者と同等の義務を負わせるものとする。

- (2) 知的財産権の帰属等

受託者が、ソフトウェアパッケージを利用し、本市要求に基づいて開発した箇所についての知的財産権は、著作者人格権を除き、本市に移転するものとする。また、この場合において、本市は当該ソフトウェアパッケージについて、開示、利用及び改変することができるものとする。（第三者への使用許諾権及び販売権は含まない。）

- (3) 機密保持

受託者は、本業務に係る作業を実施するにあたり、本市から取得した資料（電子媒体、文章、図面等の形態を問わない。）を含め契約上知り得た情報を、第三者に開示又は本業務に係る作業以外の目的で利用しないこと。但し、以下のいずれかに該当する情報は除くものとする。

- ① 本市から取得した時点で、既に公知であるもの。
- ② 本市から取得後、受託者の責によらず公知となったもの。

- ③ 法令等に基づき開示されるもの。
- ④ 本市から秘密でないと指定されたもの。
- ⑤ 第三者への開示又は本業務に係る作業以外の目的で利用することにつき、事前に本市に協議の上、承認を得たもの。

(4) 情報セキュリティに関する受託者の責任

- ① 受託者は、本市の情報セキュリティ基本方針に従って受託者組織全体のセキュリティを確保すること。
- ② 受託者は、本市の情報セキュリティ基本方針に従い、受託者組織全体のセキュリティを確保すると共に、本市から求められた当該業務の実施において情報セキュリティを確保するための体制を整備すること。本市以外で作業を行う場合も、本市のセキュリティポリシーに従い、情報セキュリティを確保できる環境において行うこと。
- ③ 本業務の実施において、定期的に情報セキュリティ対策の履行状況を報告すると共に情報セキュリティが侵害され、又はその恐れがある場合には、直ちに本市に報告すること。これに該当する場合には、下記の事象を含む。
  - ア 受託者に提供し、又は受注者によるアクセスを認める本市の情報の外部への漏えい及び目的外利用
  - イ 受託者による本市のその他の情報へのアクセス

11. その他事項

(1) 契約不適合責任

本市は、引き渡された目的物が契約内容に適合しないものであるときは、民法の定めるところにより履行の追完等を請求することができる。

(2) 個人情報保護に関する事項

受託者は、「個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）」、「沖縄市個人情報保護条例（平成 15 年 10 月 10 日条例第 27 号）」、「沖縄市個人情報保護条例施行規則（平成 16 年 3 月 26 日規則第 9 号）」及び当該法律を遵守するために受託者が定めた個人情報保護に関するガイドライン等を遵守し、個人情報を取り扱うこと。また、受託者はプライバシーマーク・ISMS のどちらかの資格を保持していること。

(3) 法令等の遵守

- ① 受託者は、民法、刑法、著作権法、不正アクセス行為の禁止等に関する法律等の関係法規を遵守すること。
- ② 受託者は、本仕様書に掲げる条項のほか、「沖縄市契約規則（昭和 53 年 9 月 29 日規則第 19 号）」において定める事項を遵守すること。

以上